

2019年12月26日 第15回社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 議事録

○日時 令和元年12月26日(木) 15:00～17:00

○場所 TKP新橋カンファレンスセンター 14階ホール14G
(東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング)

○出席者

(委員)

小杉 委員長(労働政策研究・研修機構研究顧問)
新保 委員長代理(神奈川県立保健福祉大学教授)
合原 委員(全国母子寡婦福祉団体協議会母子部顧問)
島崎 委員(政策研究大学院大学教授)
鈴木 委員(浜松市こども家庭部子育て支援課長)
芹澤 委員(全国母子生活支援施設協議会副会長)
永澤 委員(山形県子育て推進部子ども家庭課長)
森内 委員(全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長)

(参考人)

赤石 参考人(NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)
佐藤 参考人(ハンド・イン・ハンドの会主任研究員)
新川 参考人(NPO法人M-STEP理事長)
村上 参考人(全国父子家庭支援ネットワーク理事長)

(事務局)

渡辺 子ども家庭局長
依田 内閣官房内閣審議官(子ども家庭局併任)
宮本 総務課長
成松 家庭福祉課長
度会 母子家庭等自立支援室長
原田 母子家庭等自立支援推進官
川岸 母子家庭等自立支援室室長補佐

○議題

- (1) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成26年改正法の改正後の施策の実施状況について
(今後の検討に当たっての議論の整理等)

(2) その他

○配付資料

- 資料1 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策に関する評価書（平成27年度～令和元年度）
- 資料2 これまでの本専門委員会での主な意見
- 資料3 今後の検討に当たっての議論の整理
- 参考資料1 令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要
- 参考資料2 ひとり親に対する税制上の対応
- 参考資料3 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

○議事

○ 度会母子家庭等自立支援室長

それでは、定刻となりましたので、只今から「第15回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を開催いたします。委員・参考人の皆様には、お忙しい中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員の出席は、8名、参考人の出席は4名でございます。町山委員は欠席となっております。

次に事務局ですが、渡辺子ども家庭局長は遅れての出席予定でございます。

それでは、議事に移りたいと思います。小杉委員長よろしく願いいたします。

○ 小杉委員長

皆様今日もよろしく願いいたします。

それでは最初に、本日の資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

資料の確認をさせていただきます。配付資料は、議事次第、資料1から資料3、それから、参考資料1から参考資料3となっております。このほか、委員及び参考人の皆様の机上には、委員名簿、座席表と前回までの資料を準備しております。お手元の資料に不備などございましたら事務局へお知らせください。

次に、お手元のマイクの使い方ですが、発言の際はマイクのボタンを押していただき、終わったら切ることを徹底していただきますようお願いいたします。

それでは、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いいたします。小杉委員長よろしく願いいたします。

○ 小杉委員長

はい。それでは議事に入ります。本日は母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための基本的な方針の見直しと、平成26年改正法の附則の検討規定に基づく検討について議論を行い

たいと思います。

本日の進め方ですが、はじめに資料1の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策の評価書」につきまして、事務局より説明を受け、評価書の確認を行います。およそ10分程度でこれはまとめたいと思います。

続いて、事務局にこれまでの議論を整理した資料、資料2の「これまでの本専門委員会での主な意見」そして資料3の「今後の検討に当たっての議論の整理」を作成させましたので、まず、事務局からこれについての説明を聴取いたします。

その後、資料3の「今後の検討に当たっての議論の整理」を基に、これまでの議論や資料を踏まえて意見交換を進めてまいりたいと思います。項目ごとにすべてご意見いただきたいと思いますので、項目ごとに順次議論を進めたいと思います。

最初から概ねの時間配分を申し上げておきますと、各項目だいたい10分から15分ぐらいで切り上げて、最後に全体にわたって、あるいは言い残したことを言うていただく時間を15分ぐらいというふうに考えております。どうぞ円滑な議事の進行にご協力いただけますようお願いいたします。

それでははじめに、資料1について事務局より説明をお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

それでは、お手元の資料1「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策の評価書」につきましてご説明いたします。

この資料につきましては、第12回の専門委員会で基本方針に定められた施策の実施状況ということでご提出いたしました。これにつきまして、これまで2回にわたりまして、皆様からご意見を伺ってきております。

この評価書ですが、基本方針の見直しにあたっては、見直し前に基本方針に定めた施策の評価を行う。その場合に、関係者等の意見を聴取するということが現在の基本方針に定められております。それを踏まえまして、この結果を公表し、今後の基本方針の見直しに際しての参考とすることとしております。いただいたご意見、各施策につきまして、この評価書で方向性を表すというよりは、施策の充実を図っていくというようなご意見もありましたので、それは厚生労働省として今後取り組んでいきたいと思っております。この評価書、今回お示ししましたものにつきましては、一部平成30年度の実績を計上しておりますが、まだ集計中というものもあります。ただ、各項目の施策につきましては、今後も実施していくという方向性で考えております。現在集計中の実績につきましては、次回の専門委員会までにはこちらを上げまして、評価の結果として公表させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、資料1の評価書につきましては、只今の事務局から説明のとおり30年度について追加するというような形で進めていただくということで、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。これについて質問は特にございませぬ。

それでは次に、これまでの議論の整理として事務局に作成させました資料2および資料3について意見を伺っていきたいと思います。

まず最初に事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。それでは、資料2及び資料3の説明になりますが、その前に、お手元に参考資料1から3をお配りしておりますので、それを先に説明させていただきたいと思います。

まず参考資料1についてですが、「令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要」という資料を見ていただければと思います。

令和2年度予算案につきましては、合計額が内数という形で書いております。令和元年度予算額に比べて減少となっておりますが、いちばん大きなものとしましては、児童扶養手当につきまして、令和元年11月から年3回の支給を年6回にするということで、令和元年予算では15か月分の予算を計上していたことになっておりますので、それを令和2年度予算案では、12か月に戻しているということが一番大きな影響となっております。

それでは、具体的なところで、主な改善内容を簡単にご説明いたします。

まず、2ページを見ていただきますと、1の(2)の「ひとり親家庭への相談支援体制の充実」としてしておりますが、ここでは母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや、生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施するという方向で考えております。この「ひとり親家庭への相談支援体制」、具体的にはひとり親家庭等生活向上事業という形で行っておりますが、令和元年度から、民間団体による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援ということを入れておりますが、さらに母子生活支援施設の活用ということも考えております。

次に3ページですが、母子父子自立支援員等の専門性の向上ということで、この専門性の向上を行うために、各種研修に積極的に受講できるようにすること。それから、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に必要な経費。これの補助を行うことを考えております。

続きまして4ページになりますが、母子父子寡婦福祉資金貸付金につきまして、これまでの修学資金あるいは就学支度資金についてですけれども、大学等に修学しやすい環境を整えるために、これまで対象となっていませんでした受験料あるいは修学期間中の生活費等をこの資金の中に加えることとなります。

続きまして、8ページを見ていただきたいと思います。離婚前後親支援モデル事業。この事業につきましては、令和元年度から親支援講座を行うモデル事業として行っておりますが、これに加えて、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業。たとえば公正証書への支援による養育費の取り決めに促進する事業。こうした事業に対する補助を新たに行うことを考えております。

続きまして(5)の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施」につきましては、この専門委員会でもご意見が多くありましたが、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の引き上げ。いわゆる充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を小学生まで拡大することとしております。

それから、9ページの「子育て短期支援事業」、ショートステイ・トワイライトステイについてですが、ひとり親家庭や低所得者世帯、保護者が障害を有する家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる世帯に対しまして優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合の補助単価の加算をというものを今回新しく考えております。

それから次に、10ページになりますが、10ページの(2)の「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進」につきましては、これまでの給付金の支給割合の出し方を見直しまして、受講修了時給付金を2割から4割。それから、合格時給付金を4割から2割という形で見直しております。

次に、少し飛びますが、14ページを見ていただきますと、「母子父子自立支援プログラム策定事業の実施」となっておりますが、こちらの事業では、母子父子自立支援プログラム策定員を配置して行っておりますが、この方々が適切な支援方針の提示が行えるように、キャリアコンサルタントの養成講習、こうしたものを受講するための経費を新しく補助対象に加えることとしております。

簡単ですが参考資料1の説明を終わらせていただきます。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

参考資料2以下につきましては、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

まず、参考資料2でございますけれども、ひとり親に対する税制上の対応です。未婚のひとり親について寡婦控除が適用されていない点につきまして、厚生労働省といたしましても、昨年からの税制改正要望をさせていただいていたところでございますけれども、昨年の与党の税調での議論はさらなる税制上の対応の要否について次年度改めて検討し結論を得ることになっていたところなんです。この点、本年度の税制改正の議論の中で、再び議論をされることとなりまして、参考資料2のほうに記載させていただいておりますとおり、未婚のひとり親について寡婦控除を適用する、この際、適用する条件は、死別・離別等の場合と同様とするという結論に、与党の税調での議論が至ったということになります。この点、前回の専門委員会でも話題に上がっておりましたけれども、ご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、参考資料3でございますけれども、こちらは11月29日に、新たな大綱が閣議決定されました、子供の貧困対策に関する大綱です。今回の大綱の見直しは、平成26年に閣議決定されました大綱の5年後見直しとして行われておりまして、6月に議員立法で子どもの貧困対策法が改正されたことも踏まえまして行われておるものでございます。基本的方針のところにかかれておりますけれども、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援、また、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮といったことを基本的な方針といたしまして指標を拡充いたしますとか、また、指標の改善に向けた重点施策というのを見直しているというところでございます。詳しくは資料をお目通しいただければと思います。この点につきましてもご報告とさせていただきたいと思っております。

では、参考資料の説明はこれまでとさせていただきまして、続きまして資料の2と3につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2でございますけれども、資料2は、これまでの本専門委員会での主な意見とな

っております。専門委員会では、10月31日から3回にわたって、ひとり親家庭が置かれている現状を把握し、施策の実施状況を評価するため、委員と参考人の皆様からプレゼンテーション等を行っていただいていたところでございます。資料2は、これまでの3回の専門委員会において、委員と参考人の皆様から提起された意見について主なものを、相談支援、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び面会交流、経済的支援という5つの柱に沿って、本日の議論より参考となるよう事務局のほうでまとめさせていただいているものです。中身はこれまでの議論をまとめているものになりますので説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、資料3でございます。資料3は、今後の検討にあたっての議論の整理という資料でございます。専門委員会では、基本方針の見直しと、平成26年改正法の附則の検討規定に基づく検討を大きな柱に検討を進めてきたところでございます。これまでの議論における主な意見というものは、先ほどの資料2の方にまとめさせていただいておりますけれども、これまでの議論を踏まえ、今後、基本方針の見直しや、平成26年改正法の附則の検討規定に基づく検討を行っていくにあたっての基本的な考え方を、資料2と同様の5つの柱に沿って事務局のほうで今回整理させていただいているものです。それぞれの柱に沿って、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

資料3の1ページでございますけれども、まず、「1 相談支援関係」につきましては、まず1つ目。自治体によっては、相談援助体制が必ずしも十分とはいえない状況にあり、その充実を図るべきということ。また、母子・父子自立支援員について、その知識技能・経験を高めていく必要があるということ。

3つ目の○ですが、自治体の窓口でひとり親からの相談等に対応する職員について必要な研修を行うなどプライバシーの保護等に配慮した事務運営を図っていく必要があるということ。

また、次ですが、民間団体等は、対応できる時間も柔軟であり、かつ、行政と異なる立場という特徴を活かして当事者に寄り添った相談が可能であり、これらとの連携・協力がより必要であるということ。また、アウトリーチ型の相談やSNSの活用をさらに図っていく必要があるということ。

最後に、地域共生社会の推進の取組（断らない相談）と、ひとり親家庭の相談体制との関係を含め、今後、このような取り組みの実施状況や進展に応じて、ひとり親家庭の相談体制についても、必要な見直しを行うべきということを書かせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございますけれども、「2 子育て・生活支援関係」でございます。1つ目の○ですが、高い就業率や正規雇用の割合が増加していることに鑑みれば、子育て・生活支援の重要性は更に増加するのではないかとということ。また、日常生活支援事業について、より積極的な実施を自治体に働きかけていくべきではないかとということ。ショートステイについても、同様に、自治体に働き掛けていくべきではないかとということ。最後に、子どもの学習支援について、財政的支援のみならず、好事例の収集・展開などを含め、関係団体と連携しながら更なる普及が期待されるのではないかとということを書かせていただいております。

次に、「3 就業支援関係」でございますけれども、1つ目の○で、「就業を通じた自立の促進」の重要性から引き続き積極的に推進していくべきではないかとということ。また、現行の基本方

針策定後も、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の拡充などを図ってきており、それが取得や就業への意欲を高めることにつながっているのではないかと。最後に、就業支援に際しては、ひとり親の自己肯定感を高めるような内容も盛り込むべきではないかということを書かせていただいております。

続いて「4 養育費の確保及び面会交流関係について」ですけれども、1つ目といたしまして、養育費の取り決め、支払いの状況が依然として低い状況に鑑みれば、国としても、従来の施策にとどまらず、更に施策の推進をしていく必要があるのではないかと。ということ。

また、その際、一部の自治体で先駆的に実施されている取り組みや、諸外国の制度なども把握しながら、必要な検証や試行等も行いつつ検討を進めていくべきではないかということ。併せて、婚姻などに係る民事法制の検討についても様々な意見があることから、丁寧に進められる必要があるのではないかと。ということを書かせていただいております。

最後に3ページでございますけれども、「5 経済的支援関係につきまして」です。1つ目の○で、児童扶養手当制度について書かせていただいております。児童扶養手当制度については、様々にご意見を本専門委員会でもいただきましたけれども、児童扶養手当については、平成26年の法改正によって公的年金等との併給制限の見直しが行われたほか、更に、平成28年度には多子加算額の倍増、平成30年度には全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ、令和元年11月からは支給回数の見直しなどの累次の施策の拡充が行われてきたところです。今後も、ひとり親家庭の状況を踏まえつつ、就労支援策等の必要な施策と組み合わせながら制度の着実な実施を図っていくことが求められているということ、中でも、本専門委員会は平成26年改正法の附則の検討規定に基づく検討を行っておりますけれども、平成26年の法改正で行った公的年金等との併給制限の見直し後も、障害年金を受給するひとり親については、児童扶養手当が支給されないなど厳しい状況におかれていることを踏まえ、更なる調整方法の見直しについて検討を行っていくべきではないかということを書かせていただいております。最後に、更にと。いうことで、教育関係の経済的支援といたしましては、本年10月から幼児教育・保育の無償化が、来年4月からは高等教育の無償化があります。また、高等教育の無償化の対象とならないひとり親家庭については、母子父子福祉貸付金の貸付対象を拡大するという。ことを書かせていただいております。

事務局からの説明は以上になります。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。それでは只今の説明を踏まえまして、資料3「今後の検討にあたっての議論の整理」これに基づき、皆様からご意見を伺いたいと思います。最初に申し上げたとおり、ひとつの項目ずつ取り上げて、すべての項目についてご意見を伺えるようにしていきたいと思っております。

では、最初に1番の「相談支援関係について」ということで、皆様からご意見をお願いいたします。参考、まあたたき台としてといたしますか、ご意見ございませんでしょうか。ここはぜひぶんいろいろ、これまでも議論してきたところですが。

はい、芹澤委員。

○ 芹澤委員

母子生活支援協議会の芹澤です。支援体制の関係について全国母子生活協議会からは、母子生活支援施設の活用ということで予算化も計画されているところです。母子生活支援施設に限らず、民間活力の活用についてお話をさせていただきます。たとえば保育園の申請に行くと、外れてしまい待機児童になった場合、行政機関であればそれで終わりですが、私たちのところに相談に来られた場合には、無認可の保育園等を一緒に探す支援ができます。このようなサービスや支援は、行政機関において実施することは難しいのが現状です。奨学金でも、公的奨学金については、学校等でアナウンスされますが、たとえば地方の新聞社等がなされているような民間の奨学金についてのアナウンスは、公的機関では、行われていない現状があります。そういうものにつきましても、民間団体であればアナウンスし、必要な場合には申請のサポート、たとえば作文を書くサポート等の手厚い支援・援助ができるというメリットがあり、このような支援を充実していく必要があるということをご理解いただきたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。相談時間の話じゃなくて、幅広い支援が可能だというお話ですね。他にいかがでございましょうか。はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

この○の3つ目なんですけれども、資料2の主な意見から、こういうおまとめをされているのだと思うんですけれども、「相談を躊躇せず確実につながるよう」みたいな。その次に職員の研修。そして、次にプライバシーの保護と書いてありますが、オブラートに包みすぎて何のことかわからない表現になっているのかなと感じます。ですので、行政の窓口に行くと、落胆させたり、相談に行くことをやめてしまわないようなということは、ちょっと表現として、ないとわかりにくい。プライバシーの保護だけではないと思います。次に相談に来る、あるいは、その方が利用できる施策を、別に無認可保育園を探すのは、行政がやっていいと思います。その管内にあると思うので、そういったことも含めて、行政の施策以外のことのご案内、あとたとえば、児童扶養手当は受けられないけれども、求職者支援制度だったら今は利用できますよみたいな情報提供ですね。このように窓口で、導線をたくさん付けることは必要ではないかと思いますので、もう一步踏み込んだ表現を期待します。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。確実に担当者に伝わるような表現にしてほしいということですね。他にいかがですか。はい、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

はい、村上です。加えて言うと、○の上から1、2、3、4、5つ目の「ひとり親家庭に情報などが届くよう、アウトリーチ型の相談や SNS の活用をさらに図っていく必要があるのではないか」ということなんですけれども、まず、ひとり親家庭の相談窓口に行くというか、その担

当課で対応する人がまず、健常者のひとり親家庭には情報は届くけれども、これが障害者手帳を持ってしまったりしてしまうと、障害高齢課が担当になって支援をしていくという形になっていって、ひとり親家庭の支援制度が届かないということが、まずそもそもあるよということ、今までの委員会の中でもオープンに話させていただいたと思うんです。なので、この「ひとり親家庭に情報などが届くよう」というところで、生活保護を受けているひとり親家庭にも、ひとり親家庭支援の情報が届く。障害高齢課で支援計画を立てているようなひとり親家庭にも、支援情報であったり、子どものための情報が届くような、別の担当課との連携を図っていくみたいな文言が、ここに入らないと、ひとり親家庭に情報を届けていこうというようなところにいかないのではないのかと読み取れました。以上になります。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。自治体内の連携というのをしっかり取って、きちんと情報を伝え届けるようにしてほしいという、そういうことですかね。

○ 村上参考人

はい、そういったことになります。

○ 小杉委員長

はい。新保委員どうぞ。

○ 新保委員

同じ場所です。これはもう情報が届くようにするというのは、とても大事なことだと思います。と同時に、相談の窓口で現実に相談される方のところにも、他の課で持っている情報が届くようにするという工夫が必要なんだろうと思います。これはたとえば、母子保健で持っているデータとか、教育委員会で持っているデータとか、児童手当の部門で持っているようなデータとか、それらがひとり親家庭の窓口のところで、閲覧できる、もしくはチェックすることができるというような状況を作っておく。それらのデータを活用して、相談支援にプラスな情報を提供することができるようにするということが必要だろうと思います。相談員を集めるだけではなくて、データを集めるということが、これからの5年間を考えると特に大事ではないかなととても感じております。

もうひとつ言わせてください。2つ目の○のところに、「母子・父子自立支援員が、十分な相談支援ができていないのではないか。」という記述がありますが、一所懸命相談支援をやろうとしてらっしゃる相談員がたくさんおられますので、これらの方々が思い切り仕事ができる状況を作ることが必要だろうと思います。この方たちが、職場の中でしっかりと仕事ができるようにしていく。それを支えるようなことが、今後の5年間に必要ではないかなと思います。もちろん並行して、一番最後のところにある「断らない相談」との関係というのは考えていく必要があると思いますが、現在の母子・父子自立支援員には、とても大事な仕事があって、しかもそれはDVの被害を受けて来られた女性だとか、それから、ひとり親としての道を歩き始める

という決心をしていくプロセスとして、とても大事な時期を扱うので、母子・父子自立支援員の仕事を大事にしていくという対応が必要であろうと考えます。以上です。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。森内委員いかがですか。今ちょうど話が出たので。

○ 森内委員

はい。正直、ここに書かれてあることは、母子・父子自立支援員自身の努力でやっていることが多いです。ただ、それが、自治体の相談窓口での対応になっているかというところではなくて、支援員自身が行っている、自分から進んでやっている支援をしています。たとえば障害者支援法になると、やっぱり私たちの相談よりも、障害者の相談窓口に行って相談する場合は、やはり同行するとか、情報交換もしていますし、私たちはできる限りの努力はしています。ちょっと気になったのは、データを集めるということです。実を言うと、児童扶養手当の情報というのは私たちには伝わってきません。個人情報という鉄壁があって、窓口の人が私たちを紹介するだけで終わってしまう。となると、やはり敷居が高いところを引っ張るということではできてないです。相談はあるけども、それについて情報が付いてくるかというところ、情報は付いてきません。ゼロから聞くというような形になるので、そうなるとうののための児童扶養手当の窓口での相談ということ国が作ったのかとなってしまいます。何事も個人情報というところを引き合いに出されると、私たちは活動がなかなか難しいです。だから、本人が、相談者が、高い敷居を勇気を出して飛び越えてきた人だけが私たちの対象となっていくというのが現実だと思います。そこをやっぱりアウトリーチというか、一番最初の窓口の人が引き込んでくださるということをしていただきたいと思います。

○ 小杉委員長

まだありますか。

○ 森内委員

いっぱいなんですけど、ちょっとすみません。あとでまた。

○ 小杉委員長

はい、わかりました。はい、島崎委員どうぞ。

○ 島崎委員

今のご発言は私にはよく理解できません。なぜ、自立支援員には個人情報共有の障害があるのでしょうか。支援員の方が公務員、特に常勤の場合、かつ、職務と全く無関係の仕事しているわけではないのですから、そもそも制度的に個人情報が共有されないとすれば、それはおかしいのではないかなと思います。

○ 森内委員

なかなか連携が取れてないということもあるし、その情報を、私も使えないっていうのはちょっと不満があるんですが、やはり個人情報というのが、たとえば収入がいくらで子どもが何人いるかなど、現況届けを見ればすぐわかることですが、それを見ることはできません。できませんというか、それは個人情報だからということで、やはり金庫の中に入ってますし、そこを私たちが自由に取り出すというのは、私のところでは、なかなか難しいです。では、ほかの支援員さんはどうかというと、たとえば市部の、私の場合は県なので、郡部担当ですが、郡部となると町村の窓口は遠方にありますので、そうすると児童扶養手当担当との遣り取りにはなるんですが、その認定業務というのが、たぶん各自治体で違うと思います。青森県の場合であれば、県の福祉事務所が、県内の郡部を全部やっていますし、市部であれば市でやっていると思います。その市の児童扶養手当担当と、じゃあ相談員がいる部屋が隣かということ、そうではないと思います。たとえば1階の窓口で、相談室が7階とか8階にあるとなると、やっぱり1階でちょっと不満を持った人がいれば、7階まで行ってくださいと。じゃあそこですぐ、この方の児童扶養手当の情報が入るかということ、入らないと思います。そこで一から聞いて、「ああ、家族何人ですね」みたいなことになるかなと思います。

○ 小杉委員長

はい。

○ 合原委員

仰ったように自治体によって違うだろうとは思いますが、自分が住んでいるようなところ、隣に山形県さんもいらっしゃいますけど、住んでいるようなところは、名前と住所と生年月日で、その人の情報というのは確認ができる。私たち母子会が相談を受けて、私たちはデータがあるわけではないので聞き取りますね。その聞き取った内容で、一応市の相談員さんに相談に行くようにお話をすることもあります。内容によっては、そのときはもう、児童扶養手当がどれぐらいとかいうのは、市のほうに先にちょっとご連絡をして、情報は集めていただいて、相談を受けていただくような形を取っているんで、少なくとも私が知る限りは、そのような形ですね。だから、保護に関しても、保育所の関係もそうですし、児童扶養手当の窓口もすべて大体統一されたデータ入手はできた上での相談受付になっていると思います。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。

○ 村上参考人

今のお話に重ねて、非常に不思議に思っているところですけども、そもそも相談支援専門員っていう職に就いた、就くということは、個人情報というものが職責にあたった段階で守らなくてはいけないということが、大前提。それが自治体によって、相談支援専門員の個人情報の取り扱いの範囲について、どのような共有の仕方をして、どのように連携していくのかとい

うところを、バラバラということは、国から個人情報の取り扱いの仕方について、告知や書面か何かで「こういった取り扱い方をするように」というように、出さないと、母子・父子自立支援員さんが今代表して仰ってくださったような、同じ課内での連携さえ取れない状況が生まれていくということに非常に不思議に思っています。そもそもケアマネジメントとは何なのという話にもなると思いますし、相談支援専門員というその専門員の職責。ここらへんも文言化しないとイケないくらいレベルが低いのかという感想を持ちました。このあたりで事務局のほうだと、どのように個人情報の部分を考えていらっしゃるのでしょうか。

○ 成松家庭福祉課長

家庭福祉課長でございます。おそらく基本的には、児童扶養手当、受給されているかとか、各種支援事業を受けているか、あるいはどういうお子さんが何人ぐらいいるかというのは、母子・父子自立支援員さんもしっかり把握をする。把握した上で相談いただいたほうがいいと思います。基本的には見えるんじゃないかというふうに思います。その自治体によって差があるかもしれません。

たとえば、先ほど仰ったように、ちょっと物理的にスペースが分かれていることによって、リアルタイムにあった申請が違うところで15分後に見られるかどうかと。15分前にあった相談が、15分間後に違う建物の中で見られるかどうかという課題はあるかもしれませんし、あるいは場合によっては、何かデータベースの端末をすぐに叩くことができるのは正職員に限られているというところがあるかもしれませんけれども、基本的には、先ほど母子会の方が仰っていただいたように、そういう情報は把握できるように。

ただ一方で、全く見られないような自治体があるとすると、まさしく母子・父子自立支援員さんの仕事がなかなか上手くいかないところもあるかもしれませんので、自治体さんにもお話を聞かせていただければと思いますが、おそらくそういうところは、少ないんじゃないかという感じはしています。

○ 小杉委員長

はい。今リクエストがあったので、自治体として個人情報保護について、ひとり親家庭支援との関係で何かありますか。

○ 永澤委員

山形県でございます。本県の場合は、町村部につきましては、県の総合支庁のほうに母子・父子自立支援員がおりまして、そちらが担当課内に配置されておりますので、情報を共有しながら、しっかりサポートしていると考えています。市についても、児童扶養手当の担当課のほうに配置されていると認識しておりますので、市内においても、情報共有をしながらやっていると思います。

ちなみに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の審査は各総合支庁でやっておりますが、その際も児童扶養手当の支給額も含めまして、収入がいくらなのかについて、情報として上がってきていますので、そのへんは共有されていると思っております。

○ 小杉委員長

鈴木委員どうですか。

○ 鈴木委員

はい、浜松市です。浜松市の場合、政令市ですので、窓口業務は区役所で基本的に受けています。社会福祉課が自立支援の関係の相談を担当していますし、児童扶養手当等についても、同じ社会福祉課が担当していますので、窓口が離れているということはなく、同じ課ですので、そういう懸念はないかと思っています。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。自治体によっては十分連携ができてないところもありそうなので、今後の方針の中では、できれば触れていただいたほうが良いような気がいたします。

他の話題ではいかがでしょう。はい、島崎委員どうぞ。

○ 島崎委員

資料3の相談支援体制の最初の○と、1ページの一番最後の○の関連について申し上げます。私がこれまでこの専門委員会言ってきた趣旨は何かと言うと、相談支援体制のメニューはいろいろ作っているのかもしれませんが、それがきちんと消化されて実効性のあるものになっているかという点必ずしもそうではありません。行政の相談に対する調査結果を見ても非常に低い評価になっているというのは、その証拠なのだと思います。その上で何が問題かと言うと、相談支援業務は自治事務ですが、自治体の行政職員の数が定員削減で減らされているわけです。一方で問題は非常に複雑化し難しくなっている。メニューはいろいろあるのだけれども消化しきれない。それから、さっきの情報共有のような、現場におけるいろんな事務的な問題もあるのかもしれませんが、相談ニーズと対応のところにギャップがあるわけです。要するに、本質的な問題が根っこには色々あって、そのところまで下りていかないと、本当にきちんとした相談支援にはならないのではないかということは何度も申し上げたわけです。

たとえば最初の○に関して言うと、相談援助体制が必ずしも十分ではないから充実を図るべきだということについて、このこと自体に反対する人はいないかもしれませんが、問題の本質はそういうところにあるわけではなくて、限られたリソースの中で、なおかつ問題は難しくなっている中で、いかに効果的・効率的に相談事業をやっていくかがポイントではないかと思います。それがひとつです。

それから、この参考資料の1のですね、1ページめくっていただいて、2のところが非常に象徴的なのですが、たとえば、自治体窓口のワンストップ化の推進という項目があって、実施主体が書いてありますね。そこを見ると、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村であるわけです。補助率も色々細かく分かれているわけですね。それから、保健所の保健師さんが対応をするような業務になると、さらに保健所政令市も出てくるわけです。つまり、一口に市町村と言っても、横浜市とか大阪市みたいな大きな市もあれば、相談支援員を1人置くのもやっとなような町村もあるわけです。そういう中で、小さな自治体でも、

そこにもひとり親家庭のニーズはあるのだとすると、そういうものに対してどういうふうに対応していくのかということについて考えていかないと、ワンストップと言うだけでは解決になりません。

それから、ワンストップ事業に関して言うと、これは福祉系の仕事だから福祉事務所の設置町村も実施主体にならなければいけません。これは公衆衛生サイドの保健師さんも協力していただかなければなりません。保健所制定市にも実施主体になっていただかなければなりません。といって実施主体を加えていくと、非常に複雑になる。一度相談支援なり、様々なメニューの実施主体がどうなっているのかという一覧表を作ってみると、いかに複雑になっているか、そして、そうした中でワンストップサービスというのがいかに難しいのかがわかると思います。前回、ワンストップサービスについて、議事録を改めてチェックしてみると、私の発言がどうも上手く伝わってないようなのですけれど、私が言いたかったのはこういうことです。ひとり親家庭の相談の事業について、ワンストップサービス、断らないサービスをやっていくという方向が示されています。その一方で、地域共生社会の取り組み提案され、そこでも断らないということが強調されている。結局「断らないワンストップ」がいくつもできてしまうわけですが、そうすると、ワンストップというのは魅力的な言葉なのですけれども、総合性と、即時性の要請と、もうひとつ重要な専門性の要請はしばしばバッティングするので、それをどう調和させていくのかは、実を言うと非常に難しい。特に複合した相談ニーズがある事業のときに、それをどうやって解きほぐしていくのか。行政というのは司・司でやっているから、どうしても権限と権限の争いになりますので、特に難しいニーズで消極的な権限争いがあったときに、上位のセクションが調整して、一度関連者集まれみたいなことをやっていかないと先に進まないわけです。リソースが限られた中でそういうシステムをどのように作っていくのか。ここが相談支援関係の問題の本質だと思うのです。だから、表現そのものというよりも、是非そういう認識を持っていかないと、色々な新しい事業を展開したとしても、実効性のあるものにはならず、本当にニーズの高いところに届かないということになってしまうと強く思います。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。最初から15分を大幅に超えてしましまして、すみません。あとが心配なので、この項目はここまでで、次の「子育て・生活支援関係について」の意見をお聞きしたいのですが。今のところでどうしても言いたいことがあったら、最後のときにもう一回戻ってきますから、そこをお願いいたします。はい、永澤委員。

○ 永澤委員

はい、山形県でございます。この関係で1点だけ。前回は申し上げたのですが、住宅支援というか、その点について申し上げたいと思います。

この資料3の中に入っていないということですが、今の基本方針の中でも、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの中に6つの支援策があるわけですが、その⑤として「住まいを応援」ということで、ひとり親家庭に対する住居確保の支援というのが謳われております。

先ほど説明いただきました資料1の中で、やっていることと申しますと、公営住宅の優先入

居の活用ということと、あとセーフティネット住宅制度の活用という2つしかないわけでございます。前回は申し上げましたとおり、全国の場合でも、母子家庭の状況を見ますと、公営住宅への入居者が減っており、借家の割合が増えているというような状況がございます。本県におきましても、3世代同居が一番多い訳ですけども、同居も含めまして減っておりまして、公営住宅も減っており、アパート等の借家が増えているというような状況がございます。状況が変化しているということもあります。各方面から、借家等に対する支援の声も強まっているところもございます。こういったことで、今の状況では少し不十分なのではないかと考えております。そんなことで、項目としては入っていないですが、住宅支援につきましても、前回佐藤参考人のほうから、シェアハウスとかグループホームの母子家庭向けの支援という話もありました。そういった、都市部ではそういった動きもあるかと思うんですが、私共のような地方部では、NPOなどのそういった活動をなさっている方がいらっしゃらないので、どうしてもそういったところには、民間の支援っていうのは届かないような状況もございます。そんなことで、今後の基本方針の中に、状況の変化も踏まえて、住宅支援についても引き続き検討していくとか、何か今の制度を拡充していくとか、そういったのを盛り込んでいただきたいというふうに考えているところです。

他の委員の皆さんの意見も聞きたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、わかりました。ということで、佐藤参考人お願いします。

○ 佐藤参考人

住宅支援については是非、都市部・地域にかかわらず全体的に取り組んでいただければなと思っています。やはり、住まいが安定して、初めて次のステップに行くことがあるので、そうしていただきたい。

別の話題になって恐縮ですけど、3つ目の○の「子どもの学習支援について」というところで、「財政支援のみならず、好事例の収集・展開などを含めて、関係団体と連携しながら」とあるんですが、一言で大変きれいな言葉でまとめているんですが、好事例の収集・展開をどのようにするのかというのをお聞きしたいということと、この展開をする、あるいは関係団体とはどこをイメージしていらっしゃるのか具体的に少し説明していただきたい。それから、今日の資料1 母子家庭等の評価書の41ページについて、前から質問したかったんですが、子育て支援・生活支援の整備ということで、ショートステイの利用者の人数が出ているかと思います。緊急に保護される母というのが、6千人ベースになっています。この6千人がどのような事情で緊急保護で、ショートステイを利用するようなことになったのか。こういった好事例ではないのかもしれないですが、なぜ緊急保護に至ったのかというところについて、取りまとめられないと、どういう支援が有効なのかなど具体的な支援につながるような事例が、想起できないのではないかと考えています。

たとえば、ショートステイを受けるひとり親は、自立支援施設のようなところに行かれるかと思いますが、そのときに、おそらく緊急な状況なので、状況をお聞きになられて、各種相談

支援機関につなげるなど、大変な努力をされていらっしゃると思います。こういったところの共有がなくて、たとえば研修などができるんだろうかというのは不思議に思っています。子どもの学習支援あるいは子ども食堂、放課後の児童施設というようなところもたくさん出てきています、好事例というのはもちろん集めやすいですが、たとえば子ども食堂を閉じなければいけないような状況というのは、やっぱり資金なのか高齢化なのか、あるいは実際に利用してもらえなかったのかとか、そういった「そうでない事例」という中にも、たくさん問題が孕んでいるわけであって、こういったことをひとつひとつ検証しないと専門人材を育てるときの資料ができないのではないかと私は思っており、是非こういうところも、念頭に置いていただきたい。あるいは調査費用なども立てないと、調査ができないということになりますよね。一部の地域において、どこかの大学の方がやってくれるというのではなく、全国的にいったいどうなのか。取り組みが盛んな地域については何が有効なのか、逆にそうでないところは何が課題になっているのかというものは是非検討していただきたい。先ほどの相談支援のところも、たとえば個人情報の保護の取り扱いが、自治体によって違うのであれば、それは国としてどのようになっているか、まず現状を把握して、どうあるべきかという論点に展開しないと、せっかくきれいにまとめられても実態を伴わないのではないかなということ、意見というか、質問も含めて、お願いしたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、わかりました。きちんと検証しろというお話ですが、質問というのは、好事例っていうのはどういうふうにするつもりなのかということでございますか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい、事務局です。好事例の収集・展開ということですが、ひとり親家庭の施策の主なものというのが、民間団体への委託というのが非常に多い状況になっています。そういった実態を把握するということは我々も必要だと思っておりますし、また、ほかの自治体が事業を展開しやすくするための、自治体の取り組み状況。こういったものを調べて、こういったものが課題になっているのかとか、そういったものは今後も調べていきたいと思っております。

それから、先ほどちょっとショートステイのお話もありましたけども、手元のほうには、どういった理由で緊急保護なのか、育児の疲れなのか、というものがいない状況ですけども、一応データ的には、しっかりとした把握はできていませんので、そういうことも今後検討していきたいと思っております。

○ 小杉委員長

はい。きちんとデータを把握するという方向で努力されるというふうですね。

では、鈴木委員どうぞ。

○ 鈴木委員

はい、浜松市です。今の好事例の収集に関連しまして、我々のところでの課題のようなもの

をお伝えしたいと思います。

学習支援事業については、浜松市では貧困対策のひとつとして力を入れて実施をしていますが、学習支援を実施している会場に来てくれる子どもにとっては、好事例であると思いますが、その会場に参加したくてもできない子どもとか、参加をあえてしない子どもが、参加できない課題を持っているわけで、実際にその子どもを学習支援の場まで、引っ張り込むところまでいかないというのが課題です。そのために、今お話があった民間とか事業者の方と連携しながら、あるいは学校とかソーシャルワーカーと連携しながら、地域資源を活用して取り組もうと、地域連携の取り組みもしていますが、やはり徐々にはいつてはいるものの、この課題が解決できるところまではいかないところが、我々の、学習支援を実施する課題のひとつかなと思います。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。好事例と言っておいても、その背景にある努力だとか課題とかにも同時に取れるはずだと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

はい、ありがとうございます。○の2つ目ですかね。日常生活支援事業などのところですが、今回予算少し単価も引き上げたということで、そういうところは良かったかなと思います。仕事と子育てを両立するには、どうしても親族と、ご親族と同居していないひとり親が半分以上です。この支援というものの充実がお仕事をする上ですごく大事だと思います。

その上で、自治体において日常生活支援事業はやっぱり、それほど活発ではないということがありますので、前も申し上げていますが、ファミリーサポートセンター事業と、日常生活支援事業とを、自治体を選択して、ファミリーサポート事業のほうに半額援助とか減免措置をつける。もっと、五分の一とかにしている自治体もございますけれども、どちらがやりやすいのかを、自治体を選択できるような支援というのがあるといいなとずっと思っております。

あと、病児保育についても、やはり同じ趣旨で充実が求められますが、その総合相談に予算つけてくださったりしていますが、現況届に来たときに、ファミサポも登録して、日常生活支援事業の登録もできて、病児保育の申し込みもできて、全部その付加的な申し込みが1か所できるというのが望ましいと思いますが、この間札幌市の方に聞いたら、全く別のところにあるんですね。子育て支援センターみたいなところでファミサポとかやっていて、現況届のところは全く別のところで、病児はまた別でみたい。これをやっとなんかもう何年も言って1か所にしてくれた。だからワンストップというのは、ちょっときれいには聞こえますが、実際のニーズに対応したワンストップにまだ現状としてなっていないところを、やはり使いやすいように、相手目線で、1回で来て済むように、こういったこともここでもちゃんと実現していただけたらいいと思います。そんなに費用はかからないと思うので、お願いします。

○ 小杉委員長

はい、ほかに。新川参考人。

○ 新川参考人

はい、新川です。赤石さんのお話に似ていますが、ファミリーサポート事業に関しては、利用されている当事者の方、結構いると思いますが、ひとつ意見として上がっていたのが、マッチングに時間がかかることと、なかなかマッチングができなくて使えないという意見が結構上がっていました。やはり、当事者の方、生活支援っていうのをすごく必要だと言われていて、それに代わるものが必要なのかなと私は思っています。

○ 小杉委員長

はい、島崎委員どうぞ。

○ 島崎委員

短く発言します。永澤さんの住まいに関して言われた話は入れたほうがよいと私も思います。次に質問ですが、「現行の基本方針の策定後も、就業率とか正規雇用の割合が増加していることに鑑みれば、子育て・生活支援の重要性はさらに増加するのではないか」と書いてあるのですが、ここのロジックがよくわかりません。就業率が高いとか、正規の割合が増加していると、なぜ子育て・生活支援の重要性がさらに増加することになるのですか。事務局に対する質問です。

○ 成松家庭福祉課長

すみません、こちらはですね、この委員会の中で出てきた意見を少しリフォームしたものになっていますが、少なくとも我々の認識としては、正規雇用の割合が増えているというときに、たとえばその方が正規雇用だと残業になってしまうとかですね、そういうことも有り得るんだろうということ、そういった正規雇用の方々に対応するのも、下支えするという意味でも、こういった、保育もそうですけれども、保育所もそうですけれども、こういった日常生活支援事業なども、しっかり展開していく必要があるんじゃないかということで、書かせていただいたところでございます。

○ 小杉委員長

はい。島崎委員よろしいですか。

○ 島崎委員

いや、そういうことかなとは思っていたのですがけれども、ちょっとすっきりしないフレーズですね。

○ 小杉委員長

はい、合原委員どうぞ。

○ 合原委員

先ほど学習支援の問題も出ていましたけど、塾形式と訪問型形式とっていうところで、訪問型で先生を探したケースがあります。それはやはり学校側からですね、不登校であるということと、ひとり親でお母さんが体調が悪いようだ。それで、子どもが、それを心配で学校に来ないということが、ソーシャルワーカーのほうから入りまして、訪問するようになった。訪問型で学習支援を行うようになったっていうケースがあります。お母さんとの相談のケースも、お母さんとの相談の対応も合わせてその場所ですることができて、現在は学校にちゃんと通ってきているって、通えているという状況になっています。そういったところから考えると、貧困対策の部分と、ひとり親の相談に乗れる部分というのは、やはり切っても切れないうところがあって、先ほどの生活困窮にある場合は、障害高齢なんでもすべて含めて、一律支援協議会の中で、各課から摺り合わせが行われる必要があるという法整備も、そういうことからだろうと私は考えていて、そのためファミサポの問題にしても、すべてそこがワンストップでなければならないとなると、ひとり親の対応が一番何でもマルチに知っておかなきゃならないということになるんだろうなど。総合的にはですね、自分自身も思っているところです。事例、障害の方に関して、障害児のことにしても、そのこともわかっていないと、話を進めることができないというところは、間違いなくあると思いますので、そのへんをもうちょっと文脈に必要なのかもしれない。

○ 小杉委員長

はい。すみません、お待たせしました。芹澤委員お願いします。

○ 芹澤委員

はい。ひとり親のニーズは、前回も佐藤参考人から 100 人いれば 100 通りあるという発言があったように千差万別で、先ほど鈴木委員が仰ったように、なかなか支援が繋がらないというケースもたくさんあると思います。最たるものでいくと、子育てが今自分でできていない状況にあり、児童養護施設とか乳児院の中で、ひとり親の利用者がどれぐらいおられるのかがわかれば有り難いです。このようなひとり親世帯にどのような援助があれば、ひとり親が、自分が子育てしていけるのかというような政策も、考える必要があると思います。

○ 小杉委員長

はい。質問が含まれていましたが、これはデータがわかるのでしょうか。

○ 成松家庭福祉課長

すみません、ちょっとご質問をいただいておりますが、おそらくですね、今は児童養護施設なり、乳児院のお子さんで、ひとり親の下で暮らしていたかというデータですが、またデータもさらに見てみたいと思いますけれども、一方で少なくとも、児童虐待とかですね、あるいは養育不安の背景として、ひとり親家庭というのはあるというのはございますので、まさしくそういったリンクというのはあるのではないかと考えております。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。佐藤参考人。

○ 佐藤参考人

すみません、島崎委員のほうから、1つ目の○のところの、「基本方針策定後も高い就業率や正規雇用の割合が増加していることに鑑み」のところなんですけれども、正規雇用になると残業があるからこれが必要だというのを、働き方改革を推進している厚生労働省のほうで示しているのかと。

たとえば、職業訓練を受ける。あるいはそのために、ひとり親の方が勉強に行くとかですね、学習をする機会も当然踏まえたり、あるいはそこまで辿り着けないけれども、それを利用したっていうことも当然あるわけで、なぜここで、またさらに働けというような文言を加える必要があるのかなと、もしこれが、見直しの報告書のようなものが出るのにあたって掲載されるのであれば、当事者としては、見直しをお願いせざるを得ないと思います。高い就業率や正規雇用の割合。非正規雇用でもですね、ダブルワーク、トリプルワークしているひとり親の方はたくさんいます。その方はじゃあ利用できないのかとも取られかねない表現なので、申し訳ないですけど、ここはもう少し書きぶりを検討していただけないか。働いてなくても、働こうと思っている人にも利用できるような、そういう文言に直していただけないかなというふうに思います。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。ミスリードを生む可能性があるので、できれば削除のほうがいいのではないかと。はい。

○ 森内委員

はい。昨日、私は、中学3年生の男の子と話をしました。全寮制の学校に入ることによって、その子に、「またまたお母さんと話する時間なくなるね。」その全寮制は、年に1回か2回しか、うちに帰ることはできないという全寮制です。そう言ったら、その子は「うん。小さいときからお母さんと話する時間なんかなかったよ」って言いました。いつも思うのですが、子育て・生活支援関係と2つになっているんですけれども、お母さんに働け働けの施策は、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。働いて働いて、お母さんは子どもと一緒にいる時間がますますなくなっていくんです。子どもはそれを普通だと思っているんです。母親と話する時間なんかないから、もう全寮制にいくと。そんな中学3年生の言葉を聞いたときに、こういう施策でいいのかなと、思いました。それは収入を上げるためには、児童扶養手当を少なく支給するためには、収入は高くしなきゃいけなかったのですが、社会保障削減という時代があって、就労支援施策は生きてきたわけですが、ここでやっぱり考えてほしいのは、子どもの視点っていうところです。働くための子育て・生活支援策に、物理的にこういうのがありますよというよりも、やっぱり子どもの視点のところ、もう少し子育てと生活支援関係というところの施策を考えていただければなと思います。

○ 小杉委員長

はい。というところで、時間で、次の話題が「就業支援関係」なので、はい。なかなかちょっと皮肉な順番ですけど。就業支援関係につきまして、皆様からご意見を伺いたいと思います。はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

すみません、ちょっと。○の3番目のところに、「ひとり親の技術の習得だけではなくて、自己肯定感を高めるような内容を盛り込むべきではないか」と入れていただいたのは、非常に良かったと思っております。やはり、こういった基本がないと、皆さんなかなかその先に進めないということがあります。今日もメールいただきましたが、就労支援プログラムを受講していただいた方が、すごく元気な方だったのですが、離婚、メッセージで来たのは、離婚についての罪悪感。お子さんに対する罪悪感が払拭できず、何もその先に進めていなかったけれども、呼びかけられて就労支援プログラムを受けることによって、自分が扉を開けることができたというような内容でした。やはり、離婚したことに対して、もちろんそれは何らかの理由があるんですけども、自分の人生の選択を肯定して先に進むってということは、非常に大事なことです。相談支援のところでも、その方の尊厳をやっぱり守るような相談ってというような言葉で書くといいかなとあとで思ったんですけども、同じように、やはり、ひとり親のその方の尊厳を守り、自己肯定感を基盤にした支援というのが必要だということは、きちんと書いていただけるとよろしいかと思えます。

あと、付加するとしたら、今、企業がいろんな就労支援策に興味を持ってくださっていますが、私共のNPOでも、何企業も大きな企業がそこに動き出そうとしています。インセンティブがあるとより嬉しいみたいなどころがあって、今のひとり親の支援企業の表彰になかなか枠がはまらなくて、渡しはしたんですけども、もしかして難しいかもしれないけど見てくださいということなので、そこらへんで、やりたいなと思ってくれるような企業が、全国に広がるといいなとは私思っていて、CSRとして、あるいは人手不足を解消として、あるいは支援としてってところで動き出す方たちが、もっと増える。私は5年間で増えると思っていますが、その起爆剤を作っていただけると有り難いです。

○ 小杉委員長

ほかにございますか。はい、合原委員どうぞ。

○ 合原委員

支援の活用のところに、手続きの問題をこの間ご提案をさせていただいていたと思うんですけども、自分から動く。動いてその支援を受けることができるというようなやり方を工夫していただくと、企業負担を減らすという、お互い自分のためにしていただく給付になりますので、自分で手続きに行けるなど、手続き方法を少し変えるだけでも、活用は変わらないかなと感じているところです。企業側も受け入れしやすくないかなというふうに考えているので、少しちょっと変えて、何かないかと思うところですので、検討していただけたら有り難いです。

以上です。

○ 小杉委員長

はい、事務局どうぞ。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

事務局です。今、合原委員のほうからお話があった助成金の手続き。これにつきましては、パンフレットや事業主からのよくあるご質問を Q&A 形式でまとめた資料というのを今年度充実させて、事業主の方がわかりやすいものとなるようにということで、今取り組んでいると聞いておりますので、また合原委員のご意見も聞きながら、していきたいと思いますが、この助成金、どうしてもやはり事業主の方が雇用した場合に手続きをするという問題がありまして、個人からそれを積極的にやるというのは、なかなか難しいのではないかとご意見で聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 小杉委員長

ただ、手続きは、できるだけ簡単にとということでございますね。事業主、まあインセンティブというプラスにもなるかもしれない。簡単であればと。佐藤参考人どうぞ。

○ 佐藤参考人

すみません。小さな言葉のことで申し訳ないですけど、3つ目の○の「就業支援に際しては技術の習得だけではなく」と書いてあって、技術の習得だけなのかなど。人生 100 年時代、学び直してというようなのが国の施策で入っているのに、ひとり親についてはまだ技術の習得という言葉しか出てこないだとすれば、たとえば、学び直しをして、さらにステップアップしたいという方も当然含まれるべきであろうし、それはひとり親ではなくて、ひとり親の置かれている状況を意識的に変えるという意味でも、ここはもう少し言葉、表現を、国の施策に倣うような形で検討していただけないかなという意見です。

○ 小杉委員長

はい、ほかにございますか。芹澤委員。

○ 芹澤委員

はい。就業支援で、この母親の就業支援だけでなく、子どもの就業支援も是非検討していただけたらと思います。例えば生活保護世帯で兄弟がいて、一番上の子が就職した場合に、その子どもの収入で今度は下の子どもや家族の生活を養わなければいけないという状況になることがあります。生活保護の判断で世帯分離されたりとか、一時的にはされることはありますが、長期的には難しいのが現状です。たとえば児童養護施設とかの子どもが、就職して自立していく場合には、国を含めてさまざまな制度・施策がありますが、ひとり親の子どもとか母子生活支援施設の子どもの自立しなければいけないというような場合の制度・施策が非常に少なく、

苦労しているという現状がありますので、このあたりについては、子どもの就労・自立というものについても、是非支援の充実を検討していただけたらと思います。

○ 小杉委員長

いかがでしょうか。広い意見といえますが、はい、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

ありがとうございます。たぶんこれで意見は最後になると思いますが、○3つ目の、赤石さんがお話ししてくださった「自己肯定感を高めるような内容も盛り込むべきではないか」というような表現の部分と、あとは先ほど「技術の習得だけ」という表現だけで終わらせていいのかというところ。ここは文言的に、やはりキャリアプランの話だと思うんですけども、合わせてライフプランも入れていくっていうことが、結果として子どもの就業支援を行っていく必要になるよねっていうような話にもつながるのではないのかと思いました。

また、自己肯定感の部分ではありますが、どうしても母子家庭が非常に多いので、表現がどうしても「母」というふうなところになってしまうと思うんですが、まだ日本では男性学をベースにした父親支援、父親への支援のあり方や、父子家庭からの父で貧困で、もっともっと働け。でも、その背景には何かあるのかみたいな、そういった視点っていうものが、ありますが、母子世帯の数が多いから、「母」という表現にどうしても偏りがちなのかなとは感じてしまいます。そのため、この自己肯定感という部分の中身の部分も、もう少し考えてもらえるといいのかな感じました。それをさらに感じたのが、資料1の39ページのショートステイの緊急保護の母というところですかね。これ、私のほうに、父子家庭のお父さんから「どうしていいかわからない」というような相談が来るんですね。ショートステイの話もします。生活保護の話もします。でも、選択をしないという。理由は「相談しても意味がないから」というところで、窓口でどうやらはねられているようです。やはり、その理由というのが、ここの記載にもあるように、「緊急保護の母」という文言のみで、緊急保護の父のカウントがされていないということから、やはり意識のようなものが、まだまだ父子家庭支援の部分でされていないんじゃないのかと感じていましたので、最後にこれだけはお話をしておかなければいけないと思ひまして、今お話しさせていただきましたので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上になります。

○ 小杉委員長

はい、わかりました。では、ここは、就業支援はここまでとして、4つ目の話題であります「養育費の確保及び面会交流について」ということでございますが、はい、島崎委員どうぞ。

○ 島崎委員

2つ目の○のところ、「一部の自治体で先駆的に実施されている取組」云々のところは、明石市のことを念頭に置いているのだと思うのですが、率直にいうと、これについてどういう評価をしているのか。なぜ私がそのことを質問しているかという、「必要な検証」までは

いいですけど「試行」までいくとなると、参考人から怒られてしまうかもしれないのですが、試行まで行くとすると、法制的にいろいろ詰めなければならない部分が出てくると思います。

以前申し上げたことの繰り返しになりますが、日本は有子離婚でも届出で離婚をすることを認めているわけです。そうすると、色々な事情があるにせよ、養育費の取り決めをせずに離婚が成立した場合、どういう法制的な構成にして取立することができることにしているのでしょうか。明石市の取り組みのスキームについて詳しく承知してないのですけれども、議会でも色々議論になったと聞いているので、どういう検討状況になっているのか教えていただけませんかでしょうか。

○ 成松家庭福祉課長

はい、家庭福祉課長です。一部の自治体と書いてございます。明石市の例もございしますが、たとえば大阪市の例、湖南省の例もありますので、特に明石市だけを念頭にこの記述は書いてあるわけではございませんけれども、島崎先生が仰ったように、離婚に係る法制っていうのは、なかなか諸外国とは異なる状態になっており、取り決めをせず離婚ができるという現行の民法の中で議論がスタートしていますけれど、なかなかすぐ変われないだろうという状態の中で、では、何がいったい効果があるのか。今の現行の中で、どういった養育費の取り決めとか世話に関して、どういうものが効果があるのかということについて、自治体の取り組みが、いろいろされている状況に今ありますので、それを我々としてもしっかり注視をするということの記述を書かせていただいているという理解でございします。

○ 島崎委員

試行まで書いて平気かということも聞いたのですけれども。

○ 成松家庭福祉課長

はい。参考資料1の8ページ目の上の方に、先ほど室長のほうからご説明しましたけれども、離婚前後親支援モデル事業というところで、こちらにも書いてございますが、下から2行目、自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業について、補助を行っていただくというようなことを具体的には考えているということでございます。試行という言葉が、もしかしたら馴染まないというご意見ということであれば、それは工夫できるんじゃないかなとは思っています。

○ 島崎委員

このところを書いてある、今言われたような公正証書への支援による取り決めを促進する事業に対して、国のほうとしても、どんな問題があるかどうかやってみるということであれば、おかしくはないのかもしれませんが。私は書くなということを行っているわけではなくて、そのあたりのところは大丈夫か、そこはよく検討されたほうがよいのかという意見です。

○ 小杉委員長

はい。ほかにかがでございましょうか。

○ 島崎委員

すみません、もうひとつ下のところですけど、婚姻などに関する民法制上の検討についてという部分です。この間の議論だと、共同親権については慎重に検討すべきということを意識していたと思うのですが、そこは婚姻などに係る民法法制と幅広い書き方になっていますが、共同親権とか書けないという意味合いですか。

○ 小杉委員長

事務局。

○ 成松家庭福祉課長

すみません。まさしくこれ、前回のこの専門委員会で共同親権に関するご意見があったと承知をしております、それを念頭に書いてございますが、先ほど島崎先生が仰ったように、そもそも協議離婚とかですね、そういうものもどうなのかと。協議離婚ができないという法制についてもどうなのかということも多々ご意見があると思っておりますので、それらを含めてこの中で書かせていただいているというところでございます。

○ 小杉委員長

はい。じゃあ佐藤参考人。

○ 佐藤参考人

今の共同親権ではなくて、養育費の取り決めの1番目の○のところ、さらに施策の推進をしていくというところに、今お示しいただいた参考資料の1の8ページのところで、離婚前後親支援モデル事業というのがあるかと思うのですが、「離婚前後の支援と、さらに」のところに、「離婚前後から」というようなところを加えていただけないかと思えます。一番不足しているのは、実はおそらくここだろうと。問題が複雑化するの、おそらく離婚のときに、上手に話し合いができていないということだと思います。もちろん離婚に至るまでも、日本はなかなか家族の問題に立ち入れるところが少ないので、問題は複雑化すると思えますが、たとえば諸外国であれば、離婚前にカウンセラーに何度も会って、それで裁判所の決定を待つというところも当然あるわけで、離婚前に相談をした結果、離婚せずに済むというケースも相当あるというようなこともあります。離婚して不幸になるかどうか、あるいはハッピーになれるかどうかは、個人の問題ですので置いといても、やっぱり離婚前後という言葉を入れていただいたほうが、子どもの福祉についても、総合的にいえるのではないかということで、この「さらに」のところをもう一步踏み込んで、具体的に記載していただけないかなという意見です。

○ 小杉委員長

はい。では、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

はい、ありがとうございます。最初の○と3番目の○についてなんですけれども、まずその参考資料1の8ページの、離婚前後親支援モデル事業ですけれども、親支援講座というのを、何かその具体的な、こういう講座があるというようにイメージされているのかどうか、もう少しお聞きしたいと思います。私、親支援講座として、なんか言われているものの中には、わりと面会交流と養育費のところだけを取り決めましょと、その取り決め方はこうですよということを教えて、子どもにとってどう見えるのかとか、そういったことをお伝えするというような講座があるように聞いております。F P I Cさんでもそういったことをやっているというふうに聞いているんですね。

ただ、私共がご相談を受ける中で思うのは、離婚前の別居中あるいは離婚を検討されているときには、まずお暮らしをどうしていくのかというところの壁が非常に大きいので、そこで親子の交流大事ですよと言ってもらったとしても、受け入れる余裕がなかなかない状況にある方、本当に追い詰められている方がいらっしゃいますので、もう少し親支援講座といったときの中身を、多様な中身が入っていないとですね、親を受け入れられないのではないかと感じております。私共 NPO が、埼玉県の「With You さいたま」男女共同参画センターから委託を受けて、離婚を悩む女性たちの生き方セミナーとママカフェという事業を受託しています。要するに悩んでいる方たちが、この先の道しるべを付けられるような生活支援、離婚講座、それから、ライフプラン、それから、教育費。すべてが入っているんですね。ちょっと狭い親支援講座をおやりになると、かえってひとり親の方には受け入れられないというものになっては勿体ないと思っております。F P I Cさんたちも努力されているかと思うんですが、やっぱり裁判所で見る親だけを見て、相手にしているところがありますので、もう少し多様な中身を入れるように、こここのところの検討をどのように行うかっていうのは、ちょっとお聞きしたいところがあります。

それから、3つ目の○なんですけれども、先ほど島崎委員も仰ってくださったように、婚姻などに係る民事法制の検討は、オブラートが5枚ぐらい入っております。これが、次に検討会、法務省のほうの検討会でも、こういう意見が出たということをご報告いただくのだとしたら、具体的な中身になっていただければいいし、「さまざま」っていうのも、そうするとポジティブとネガティブが両方っていうことになってしまいますので、慎重な意見が多かったとかですね、離婚法制のこの意見と、親権については慎重な意見が多かったっていうふうに、ちょっと方向性。矢印が向いているようにお書きいただきたいなというふうに思いました。以上です。

○ 小杉委員長

親支援講座の内容について質問がありました。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。事務局です。離婚前後親支援モデル事業というのは今年度から始めた事業でして、今年度5つの自治体で実施をする予定であると聞いております。我々が想定しているのは、養育費や離婚の手続きだけではなくて、子どもの年齢に応じた生活設計や、そうしたことも入れてほしいというふうにしておりますし、まず、今年度実施している自治体につきましては、このモデル事業を行った事後評価というものをさせていただくと。そういったことを踏まえながら充実していきたいと考えております。

○ 赤石参考人

どこの自治体ですか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

予定で、5つの自治体と申し上げましたが、横浜市、広島市、堺市、西宮市、枚方市となっています。

○ 小杉委員長

はい、佐藤参考人。

○ 佐藤参考人

最後にしたいと思いますが、離婚前後の相談支援等、実は最後の共同親権っていうのは、おそらく複雑に絡み合っていると思っています。その離婚前後の支援が全くないので、当然届出離婚で、あとのサポートをしていくというのが今までのひとり親支援の在り方だったと思います。この離婚前後の支援が十分に効いてくる先には、場合によっては共同親権というような形で、双方の親が養育に関わるような道筋が見えてくるというように、個人的な意見ですけれども私自身は思っているんです。それがなく状況で、共同親権というようところが進められると、想定外の事態が起きるのではないかとというのが、懸念のひとつとして持っているところですので、やはり、この離婚前後の支援をいかにするかということが、これからの親権そのものについての理論のところなので、あえて「さらに」のところに入れていただきたい。赤石参考人からは「どういった内容を」っていうところまでもってという意見が出るのは、そういうことだろうと思っていますので、離婚前後の支援からスタートする、家族問題なんだということだろうと思っていますので、そのあたりを含めてお示しいただきたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、ほかにございますか。はい、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

はい。今の赤石参考人がお話しされたことと、佐藤参考人がお話しされたことと、ちょっと被りますが、この3つの記載の中に、子どもの人権とか権利というようなものが記載されてい

ないところが非常に気になっておりまして、養育費は子どものために支払われるもの。子どもが16歳になったとき、初めて子どもが養育費を払っていない親に対して、訴訟を起こすことができるというように、債務みたいな形になってしまうと思いますが、子どもはどこに行ったのかということ、ちょっとこの3つを見て思ったところです。なので、この3つの中のどこに入れるか、または別に追加するかというような話ではあるんですが、子どもの人権、子どもの権利、子どもにとってより良い養育環境というか、または先ほどの親支援事業モデルっていうものは、おそらく子どもたちにとって、次の家族のロールモデルになるようなことを親御さんたちに教えていくのが、親支援事業になっていくと思いますので、先ほどの父親支援の部分とも関わるんですが、今度は女性にとっての生きづらさ。自分らしく生きていっていいんだよというような自己肯定感を高めるというのが前項にもありましたが、それと合わせて、男性が今抱えている生きづらさ。男性が抱えている、旧来の昭和の父親モデルから脱却させるような親支援事業というところをやっていかないといけないということも含めて、本気でちょっと検討していただかないと、子どもをちょっとど真ん中にした考え方の、養育費のこと、面会交流の議論というようなものも、ちょっと子どもが置いていかれるような形になってしまうんじゃないのかなというように見えましたので、ちょっと発言をさせていただきました。以上です。

○ 小杉委員長

はい、それでは、もう時間が来てしまいましたので、「経済的支援関係について」お願いいたします。合原委員どうぞ。

○ 合原委員

児童扶養手当制度隔月支給が始まって、生活環境どう変わっていくのかということと、家計の仕組み。自分たちで、組み立て直しをしないとイケないだろうと思っておりますが、そういった中で、今からという前向きな話になると思うのですが、その中で公的年金との併給のところ、公的年金等の2番目の○のところですね。「併給制限の見直し後も、障害年金を受給するひとり親については、児童扶養手当が支給されないなど」ということで、障害年金が、等級とか区分によって違うと思いますが、そのときの差額というのが、児童扶養手当で補完するということになされてないということになるんでしょうか。説明をお聞きしたい。

○ 小杉委員長

これは質問ですね。これで事務局から。

○ 成松家庭福祉課長

はい。皆さんの資料とか議事録から取った、あるいは議事録を事務局なりに解釈をしたということでございますが、ここに書いてございますように、障害年金というのは、たとえば2級だと83,000円ぐらい基礎年金で出ると。それに比べて、児童扶養手当が親1人子1人だと43,000円というようになり、障害年金のほうが高いということになりますので、今現実的には

児童扶養手当が支給停止になるという状況のことで、それを、そういった状況が厳しいのではないかということ、この委員会でもご指摘いただいたと思っていますし、我々としてもそのように整理をしているというところでございます。

○ 合原委員

そうしたら収入に応じたやり方に関して変わらないということで考えて大丈夫ですか。「収入に対して児童扶養手当の支給があります」ですよね。算定されますよね。

○ 成松家庭福祉課長

ここで申し上げているのは、ちょっと違っていたらまた仰っていただきたいんですけども、今児童扶養手当が160万まで全部支給で、一部支給が365万まで。おおよそですね。ということ、指しているというわけではなく、直接の指摘をしているというわけではなくて、年金との、今回平成26年法の改正法の附則に、平成26年、年金との併給調整の見直しをさせていただいたということの5年後の検討規定の中で、こういったご意見、検討規定を検討する中でこういったご意見が出てきたというところの整理をさせていただいたというところです。

○ 合原委員

今ちょっとはっきりしましたので、じゃあ併給の手続きができるようにしていただきたいというのが要望でございます。ありがとうございます。

○ 小杉委員長

はい、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

事務局のほうから今お話しになられたことに対しての、ちょっと補足を僕もしてしまうような形になると思いますが、おそらくふたり親で子どもが1人いて、片方の親が障害を持っていて、障害年金をそれで受給する。でも、もう片方の親が健康で、そこでは児童扶養手当は受給できるよというような状況がある中で、ひとり親家庭については、障害年金を受給していると、言ってみれば障害年金のこの加算額が、児童扶養手当の支給額より低かった場合、児童扶養手当で補完をしていっているというのが、今現在の状況だと思うんですね。まあこれは、年金局のほうに、昨年私が確認したことなので、間違いないことなのかなと思うのですが、そこからさらに踏み込んで検討していくということでもよろしいのでしょうか。

○ 小杉委員長

はい、事務局お願いします。

○ 成松家庭福祉課長

はい。これも整理をしていく中で、あるいは今日のご議論を踏まえても調整をさせていただ

くというようになりますが、基本的には先ほど村上参考人から仰っていただいたように、ふたり親のほうは、加算と、ちょっと受給者が違いますけれども、子どもの加算と児童扶養手当というのが、差額を取っているというようなところを上げて、ひとり親のほうは、障害年金が高い場合は児童扶養手当が止まるというところを意識はしております。

○ 村上参考人

ありがとうございます。

○ 小杉委員長

はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

はい。私は資料2でも児童扶養手当の額はもっと上げるべきだと言っておりますが、それは本当にひとり親の貧困をなくすということを目的に掲げるならば、何らかの手段で収入を増やすっていうことは必要ですよということを、これはここで基本方針に書いていただきたいということではない。長期目標として、やはり、ひとり親を所管する省庁、そして私共がやっぱりそのぐらいの目標を掲げなければ解決しないということは、意識の中に入れてほしい。けれども、今すぐではないかもしれないとは思っています。その上で、本当にこの3、4年間、非常に微調整ながらいろんな改定を行われたことを評価しているんですが、この資料2の経済的支援の4ポツ目で、たぶん合原委員が仰ってくださった扶養義務者のところ、あるいは扶養義務、扶養する子どもの所得制限のところ。このあたり非常に理不尽感のある制度になっております。

たとえば、私が今年受けた相談でですね、同居しているお兄さんと両親と暮らしている母子家庭で、同居しているお兄さんは、父母も扶養に入れていない。お父さんが60代だけれども、年金生活しながらまだ働いているので、お母さんを扶養している。こうなるとお兄さんの扶養は0人なので、非常に低いところで扶養義務者の所得制限に引っかかってしまうんですね。だいたい230何万で、引っかかってしまうんですね。私になんとかしてほしいというご相談だったんですけども、前年所得を変えるということはかなり難しいので、お兄さんが来年お母様を扶養に入れることができるのかどうかということをこれから家族でお考えになったらどうですかと言ったら、行政もそういうことは言ってくれたというお話だったんですね。すごくお気の毒で、お兄さんから何もお金を貰っていないのにもかかわらず、こういった苦しい状態になってしまう。児童扶養手当は全額支給停止です。ですので、やはりここに書いてあるように、同居する扶養義務者は、やっぱり両親のみに限るということがあってもいいのではないかな。あるいは、この頃働いている方も多くなったので、専業主婦だったらいいけれども、初年度の所得制限において前年所得12月31日において、扶養していない、子どもを扶養していないと、もう所得制限がちょっと働いていても超えてしまっている。離婚のときの一番苦しいときに、2年も3年も待たなきゃいけないという状況になっているということは、かなり微調整の範囲内で何かできないのかと思っておりますので、何らかの書きぶりで入れていただければ、大変有り難い。やっぱり一番、激変緩和のところをなんとかしていただきたいというふう

に思っております。

また、全部支給の所得制限。160 万円で就労調整が起こっているということも踏まえすと、200 万円ぐらいまで上げていただけたら大変有り難いと思っております。

○ 小杉委員長

はい。芹澤委員どうぞ。

○ 芹澤委員

すみません、3つ目の奨学金とかに関してなんですけども、ここでは高校進学の問題が書かれていますが、大学進学等の奨学金についても充実が必要だと思います。最近、受験料も貸付していただけたとか、給付型の奨学金もだいぶ広まってきていますが、条件が厳しく、まだまだ利用できない子どもが多いのが現実です。家族や家庭にさまざまな課題を抱えてる子どもたちが、安心して大学等に、進学できるような方向性を作っていただけたらと思います。特に先ほども言いましたが、生活保護の子どもが大学に行った場合には、18歳で生活保護は切られてしまい、世帯分離という形になり、生活費扶助が支給されない中で、奨学金や貸付金を借りて大学に行かなければいけないという現状があります。もう少し利用しやすい奨学金制度にすると共に、給付型の奨学金の拡大を図っていただけたらと思います。

○ 小杉委員長

はい。佐藤参考人どうぞ。

○ 佐藤参考人

すみません。児童扶養手当の所得制限のところ、赤石参考人と私、同じ意見でして、やっぱり相談に行ったときに、何も支援が受けられないとなったら次の相談に行くんだらうかという根本的な問題なんだらうと思います。

自分も働いているけれども、夫が扶養していたので、離婚直後には母親である私は扶養がないというような状態を考えると、児童扶養手当とさまざまな支援がパッケージになっていますので、そうすると何の支援も受けられないというようなこともありうるわけです。そうなるとですね、やはり次にまた何か困ったときに、相談に行くのだからかと思えます。やっぱりそこは実態に即してやっていただけたというのが継続支援につながるし、生活の安定やその後の自立ということにつながるように思えますので、ここは長年の課題のところだと思います。ただやはり、継続的な支援の1歩目ですので、是非検討をお願いできないかと、当事者として重ねて申し上げました。

○ 小杉委員長

はい。では、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

はい。先ほどの障害年金という、障害者に対するっていうものが、この経済的支援関係について触れているんですけども、基本的に母子及び父子並びに寡婦福祉法自体、健康なひとり親家庭をまず前提として作られているという話を、以前にも何度かさせていただいていますが、障害年金を受け取っていない自立支援医療助成を受給しているひとり親家庭または障害者手帳を持っているひとり親家庭が、健常者と同じような見方でよいのかというものが、この経済的支援関係についての議論の中に入っていないのは、いかがなものだろうかと私の目には映ります。実際これは体験談ではあるんですが、私、精神2級の手帳を持って、区分が2です。今現在頓服3袋ぐらい飲みながら会議に参加しているんですが、1日8時間労働して、家に帰って倒れ込んでいる状態です。そこで使っているのが、障害福祉サービスの居宅介護の事業、ヘルパーさんに来てもらって、私の体力が回復するまでの間、自立支援としてサービスを入れてもらっているところがあります。ただ、私の場合は非常にラッキーで、私は障害福祉の仕事をしているので、職場の理解を得られて復職をしているんですが、これがそうでなかった場合。それこそ障害者雇用で最低賃金で働かなくてはならない。そこからの昇給も望めない。さらには、ひとり親家庭支援の相談窓口からも離れていく。障害者支援しか受けられないというような状況は存在しているので、是非ともですね、この経済的支援関係についての中に、そういったカテゴリの、障害ひとり親家庭に対する経済的支援の調査または検討というものを、カテゴリとして入れていただきたいと思います。これはお願いでございます。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。もう残りの時間が5分になってしまいましたので、全体について、何か今回の場所でも言い残したことがある人、手を挙げてください。順番にいきます。まず新保委員どうぞ。

○ 新保委員

今の障害年金との併給に関する事です。これは前々から難しい課題だと言われ続けてきたことですが、このことについて、障害をお持ちであるということと、ひとり親で子どもを育てるということとは、それぞれ難しさがダブルで重なってくるものなんだろうと考えます。なので、どちらかを選ぶ、ひとり親家庭の方の制度なのか、障害の方の制度なのかということを選ぶという仕組みは、まだ十分改善の余地があるだろうと思います。なので、この併給ということを実行可能な方向というのは、これからの5年間の中で、私たちは是非進めていくべきではないかなと考えます。ひとり親家庭であることと、障害等をお持ちであること。そしてその中で子どもを育てるということ。この仕組みの中で、何かの案をお示しいただいて、合意形成できる方向で進めていくということが必要ではないかなと考えます。以上です。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。ほかに。はい、森内委員どうぞ。

○ 森内委員

はい。私のほうからは、経済的支援のところですが、現在は父子の福祉資金はありますが、寡夫の資金の創設ということで、高校は貸すことはできるけども、大学、二十歳過ぎてしまうと生活福祉資金になるということを考えれば、引き続き、ひとり親福祉のところ、この子どもさんの面倒が見ることができればいいなと思って、プレゼンの資料にて、提案させていただいておりました。

それと同時に、寡婦のことです。寡婦にはなかなか支援っていうものが少なく、その子どもたちも、お母さんの生活を守ってあげられるというところにもない子どもたちも多いので、寡婦のところも寡婦世帯として支援をしていただければと思います。

○ 小杉委員長

はい、ほかに。最後です。赤石参考人。

○ 赤石参考人

この5年、10年ですかね、民間の支援というのが非常にたくさんできてきているんですね。子ども食堂、民間の学習支援、いろいろな居場所事業。私共のNPOを数えていただいてもいいんですけど、そういったものがあって、地域の中で、ひとり親に関わっている、子ども食堂は別に、たくさんの方に来ていただいているけれども、ひとり親のお子さんがやはり多いですよという方は多い。そういう状況の中で、結構情報交換をするチャンスというのが、そういうのを仕掛けているところもあるかもしれないけれども、全然仕掛けてないところもあって、同じ人をなんか違う目から見ているみたいなどころがあると思うんですね。これまで言わなかったから申し訳ないですけども、やっぱり自治体の中で、別に予算を出してくださいではないですけども、情報交換会みたいなの、ネットワーク会議みたいなものを自治体がおやりになる。1回でもやったら、あとは民間が、一生懸命やるだろうと思いますので、そういうのがあったほうが、よりきめ細かいところに気がつく支援になるんじゃないかと思ったので、どこかに、地域の中で、相談支援なのかちょっとわからないんですけど、書きぶりは入っているといいなと思いました。

○ 小杉委員長

はい。時間が来てしまいました。会議の時間が限られておりましたので、本日言い残したこと、特に引っ込み思案の方は特に何も言えなかったのではないかと思いますので、今日明日中ですね。明日の日中のうちですね。明日の日中のうちに、事務局までご意見をご提出いただくようにしたいと思います。事務局はそれでよろしいですか。はい、お願いしますね。

では、今回の議論はここまでといたしまして、次回の予定などについて事務局から説明をお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

委員の皆様、参考人の皆様、ありがとうございました。委員長からありましたとおり、本日

言い残したご意見につきましては、明日の 17 時までには事務局宛にメールでご提出いただければと存じます。

また、次回の専門委員会の日程につきましては、1月17日金曜日の12時からを予定しています。次回は、本日ご議論いただいた内容を踏まえ、事務局で委員長とご相談して、基本方針の見直し案などの対応案を作成させていただき、これを基にご議論していただく予定です。

事務局からのご連絡は以上です。

○ 小杉委員長

はい。では、本日の専門委員会はこれにて閉会といたします。どうもご出席ありがとうございました。また是非、言い残したことは、どしどし事務局までお願いいたします。

では、これで終わります。どうもご協力ありがとうございました。